

1 特約の申し込みに際して

▶1 特約の中途付加

中途付加の申し込みができる組み合わせ

当社の承諾を得て、一定の条件で現在の契約に特約を付加し、保障を充実させることができます。

● 中途付加ができる特約の種類は、基本契約の種類などにより異なります。中途付加の申し込みができる基本契約と特約の組み合わせは次のとおりです。

● 保険期間または年金支払期間が終身の基本契約

○：中途付加できる特約です。

△：基本契約が保険料分割払の場合に限り、中途付加できる特約です。

特約名	無配当災害特約 (無解約返戻金型) (解約返戻金低減型)	無配当災害特約 (無解約返戻金型)	無配当傷害医療特約(R04) (解約返戻金低減型)	無配当傷害医療特約(R04) (無解約返戻金型)	無配当総合医療特約(R04) (解約返戻金低減型)	無配当総合医療特約(R04) (無解約返戻金型)	無配当先進医療特約 (無解約返戻金型)
基本契約							
普通終身保険	○	○	○	○	○	○	○
特別終身保険	○	○	○	○	○	○	○
普通終身保険(低解約返戻金型)	○	○	○	○	○	○	○
特別終身保険(低解約返戻金型)	○	○	○	○	○	○	○
据置終身年金保険(※1)	△	—	△	—	△	—	—
終身年金保険付終身保険(※1)	○	—	○	—	○	—	—
介護保険金付終身保険(※1)	○	○	○	○	○	○	○
介護割増年金付終身年金保険(※1)	—	—	○	—	○	—	—
夫婦年金保険付夫婦保険(※2)	○	—	○	—	○	—	—
据置夫婦年金保険(※2)	△	—	△	—	△	—	—

(※1) 現在販売していませんが、過去にご加入された基本契約に上記特約を付加できます。

(※2) 現在販売していませんが、過去にご加入された基本契約の主たる被保険者に上記特約を付加できます。

●保険期間または年金支払期間が有期の基本契約

○:中途付加できる特約です。

△:基本契約が保険料分割払の場合に限り、中途付加できる特約です。

特約名	無配当災害特約	無配当災害特約 (学資保険(H24)用)	無配当傷害医療特約(R04)	無配当傷害医療特約(R04) (学資保険(H24)用)	無配当総合医療特約(R04)	無配当総合医療特約(R04) (学資保険(H24)用)	無配当先進医療特約 (無解約返戻金型)
基本契約							
普通養老保険	○	-	○	-	○	-	○
特別養老保険	○	-	○	-	○	-	○
特定養老保険(※1)	○	-	○	-	-	-	-
普通定期保険	○	-	○	-	○	-	○
学資保険(※1)	○	-	○	-	○	-	○
育英年金付学資保険(※1)	○	-	○	-	○	-	○
学資保険(H24)	-	○	-	○	-	○	○
学資保険(H24)(保険料払込免除なし型)(※1)	-	○	-	○	-	○	○
長寿支援保険(低解約返戻金型)	○	-	○	-	○	-	-
据置定期年金保険(※1)	△	-	△	-	△	-	-
夫婦保険(※2)	○	-	○	-	○	-	○

(※1)現在販売していませんが、過去にご加入された基本契約に上記特約を付加できます。

(※2)現在販売していませんが、過去にご加入された基本契約の主たる被保険者に上記特約を付加できます。

⚠️ ご注意

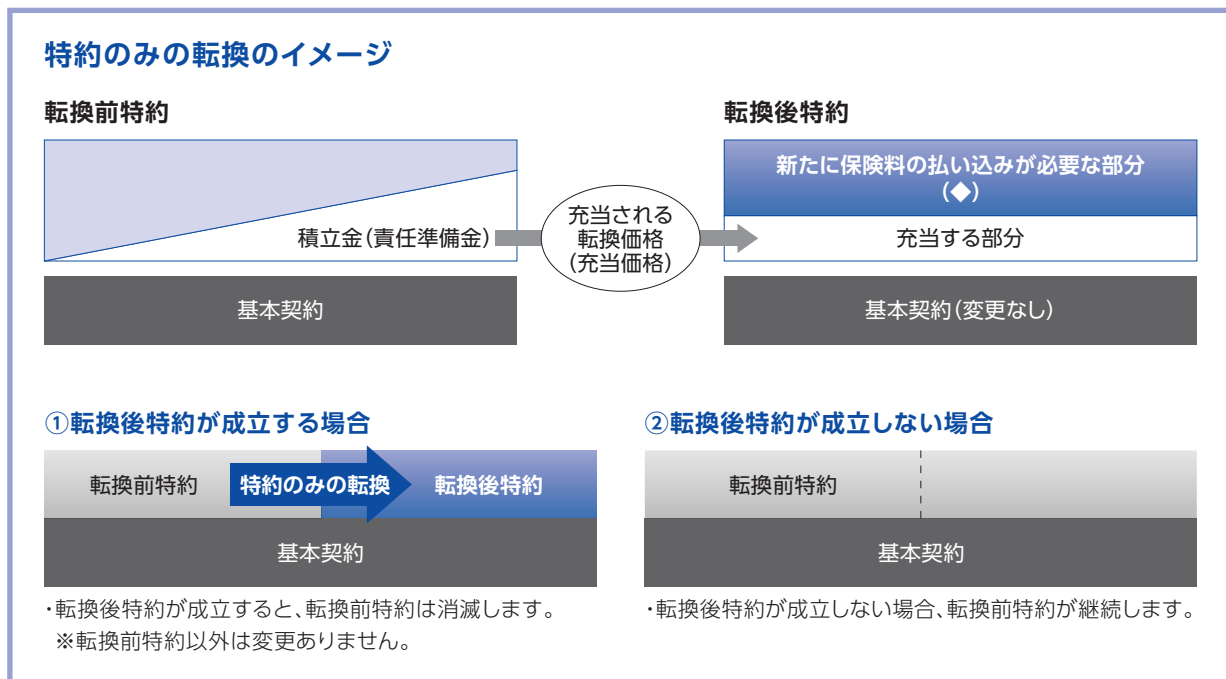
- 中途付加する特約の種類によって、告知が必要な場合があります。健康状態などによってはお引き受けできない場合があります。
- 一つの基本契約には、無配当傷害医療特約(R04)(4種類)と無配当総合医療特約(R04)(4種類)のいずれか一方の特約のみ付加することができます。
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を中途付加する場合は、以下のいずれかの特約が付加されている必要があります(いずれも付加していない場合は、同時に無配当総合医療特約(R04)(4種類)のいずれかを付加する必要があります。)

- ・無配当総合医療特約
- ・無配当総合医療特約(解約返戻金低減型)
- ・無配当総合医療特約(無解約返戻金型)
- ・無配当総合医療特約(学資保険(H24)用)
- ・無配当総合医療特約(R04)
- ・無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)
- ・無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)
- ・無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用)

- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)は、被保険者が複数の基本契約に加入している場合でも、被保険者ひとりにつき、1つの基本契約にのみ付加できます。
- 財形商品の基本契約には特約を付加できません。
- 引受基準緩和型商品には、特約中途付加の取り扱いはありません。

契約転換に関する特則を付加して、現在付加している特約を新たな特約に見直す「特約のみの転換」ができます。

(1) 特約のみの転換の特長としくみ



特長	<ul style="list-style-type: none"> ●現在の特約(転換前特約)と新たな特約(転換後特約)が途切れることなく、特約の保障内容の見直しをすることができます。 ●転換前特約の積立金(責任準備金)を転換価格として、当社の定める方法で算出した金額を差し引いて転換後特約の一部に充当し、転換後特約に引き継ぐ方法です。
告知	<ul style="list-style-type: none"> ●転換後特約の種類によって、告知が必要な場合があります。健康状態などによっては転換後特約をお引き受けできないことがあります。
充当される転換価格	<ul style="list-style-type: none"> ●実際に充当される転換価格を「充当価格」といいます。 ●転換前特約に、前納払込保険料の未経過分や契約者配当金などがある場合、転換価格に含めず、ご契約者に支払います。
現在の契約	<ul style="list-style-type: none"> ●転換前特約以外の部分はそのまま継続します(転換後特約が成立しない場合、転換前特約が継続します。)
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ●転換後特約で払い込む保険料は、転換後特約のうち、充当する部分を除いた、新たに保険料の払い込みが必要な部分(◆)の保険料です。 ●転換後特約には、転換後特約の契約日時点における被保険者の年齢・性別などに基づいた保険料率が適用されます。 ●予定利率が低くなることや被保険者の年齢が変わることなどにより、保険料が高くなる場合があります。
保障(責任)の開始と契約日	<ul style="list-style-type: none"> ●転換後特約の第1回特約保険料(第1回特約保険料相当額)の払い込みおよび告知(無配当総合医療特約(R04)(4種類)に限ります)がともに完了したとき、当社は保障(責任)を開始します。 ●転換後特約の契約日は、保障(責任)開始の日と同一の日です。

⚠️ ご注意

- 契約転換に関する特則を付加した新たな特約は、現在の特約と保障内容、特約基準保険金額、保険料、解約返戻金、契約者配当金などが異なる、まったく新しい特約となります。
- 転換後特約の申し込み後は、転換後特約が成立するまで、解約、契約変更、払込方法の変更、ご契約者の変更など転換前特約に対する一部の手続きを行うことができません。手続きを希望される場合は、転換後特約の申し込みを取り消してから手続きください。
- 転換後特約が成立するまでは、転換前特約の保険料を払い込みいただきます。転換後特約の成立後、払い込みいただく必要のなかった保険料は返金します。

(2) 特約のみの転換ができる組み合わせ

- 2022年3月31日以前に特約を付加している場合

<A. 転換前特約が終身保険・終身年金保険に付加されている場合>

転換前特約	転換後特約
傷害入院特約 無配当傷害入院特約 無配当傷害医療特約(解約返戻金低減型)	無配当傷害医療特約(R04)(解約返戻金低減型) 無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)
疾病入院特約 疾病傷害入院特約 無配当疾病傷害入院特約 無配当総合医療特約(解約返戻金低減型)	無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)
無配当傷害医療特約(無解約返戻金型)	無配当傷害医療特約(R04)(無解約返戻金型) 無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)
無配当総合医療特約(無解約返戻金型)	無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)

<B. 転換前特約が学資保険(H24)に付加されている場合>

転換前特約	転換後特約
無配当傷害入院特約(学資保険(H24)用) 無配当傷害医療特約(学資保険(H24)用)	無配当傷害医療特約(R04)(学資保険(H24)用) 無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用)
無配当疾病傷害入院特約(学資保険(H24)用) 無配当総合医療特約(学資保険(H24)用)	無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用)

<C.転換前特約が上記A・B以外の基本契約に付加されている場合>

転換前特約	転換後特約
傷害入院特約 無配当傷害入院特約 無配当傷害医療特約	無配当傷害医療特約 (R04) 無配当総合医療特約 (R04)
疾病入院特約 疾病傷害入院特約 無配当疾病傷害入院特約 無配当総合医療特約	無配当総合医療特約 (R04)

●2022年4月1日以降に特約を付加している場合

<A.転換前特約が終身保険・終身年金保険に付加されている場合>

転換前特約	転換後特約
無配当傷害医療特約 (R04) (解約返戻金低減型)	無配当傷害医療特約 (R04) (解約返戻金低減型) (※) 無配当総合医療特約 (R04) (解約返戻金低減型)
無配当総合医療特約 (R04) (解約返戻金低減型)	無配当総合医療特約 (R04) (解約返戻金低減型) (※)
無配当傷害医療特約 (R04) (無解約返戻金型)	無配当傷害医療特約 (R04) (無解約返戻金型) (※) 無配当総合医療特約 (R04) (無解約返戻金型)
無配当総合医療特約 (R04) (無解約返戻金型)	無配当総合医療特約 (R04) (無解約返戻金型) (※)

<B.転換前特約が学資保険 (H24) に付加されている場合>

転換前特約	転換後特約
無配当傷害医療特約 (R04) (学資保険 (H24) 用)	無配当傷害医療特約 (R04) (学資保険 (H24) 用) (※) 無配当総合医療特約 (R04) (学資保険 (H24) 用)
無配当総合医療特約 (R04) (学資保険 (H24) 用)	無配当総合医療特約 (R04) (学資保険 (H24) 用) (※)

<C.転換前特約が上記A・B以外の基本契約に付加されている場合>

転換前特約	転換後特約
無配当傷害医療特約 (R04)	無配当傷害医療特約 (R04) (※) 無配当総合医療特約 (R04)
無配当総合医療特約 (R04)	無配当総合医療特約 (R04) (※)

- 転換後特約の特約基準保険金額は、転換前特約の特約基準保険金額と同額以上とする必要があります。ただし、上表の(※)の特約に見直す場合は、転換後特約の特約基準保険金額を増額する場合のみ、特約のみの転換をご利用いただけます。
- 基本契約に2つの入院特約が付加されている場合は、原則として、2つの入院特約を以下のいずれか1つの特約に転換します。

- ・ 無配当総合医療特約 (R04)
- ・ 無配当総合医療特約 (R04) (学資保険 (H24) 用)
- ・ 無配当総合医療特約 (R04) (解約返戻金低減型)

(例えば、終身保険に無配当傷害入院特約および無配当疾病傷害入院特約が付加されている契約の場合、この2つの特約を転換前特約とし、無配当総合医療特約 (R04) (解約返戻金低減型) に転換します。)

⚠️ ご注意

- 以下の特約には、特約のみの転換の取り扱いはありません。

- ・ 災害特約
- ・ 災害特約 (学資保険 (H24) 用)
- ・ 無配当災害特約 (4種類)
- ・ 介護特約
- ・ 夫婦特約
- ・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約
- ・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約 (解約返戻金低減型)
- ・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約 (R04)
- ・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約 (R04) (解約返戻金低減型)
- ・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約 (R04) (無解約返戻金型)
- ・ 無配当先進医療特約 (無解約返戻金型)

- 以下の基本契約に付加されている特約には、特約のみの転換の取り扱いはありません。

- ・ 介護保険金付終身保険
- ・ 夫婦年金保険付夫婦保険
- ・ 夫婦保険
- ・ 据置夫婦年金保険
- ・ 終身年金保険付終身保険
- ・ 介護割増年金付終身年金保険

(3) 転換後特約の特別取扱い

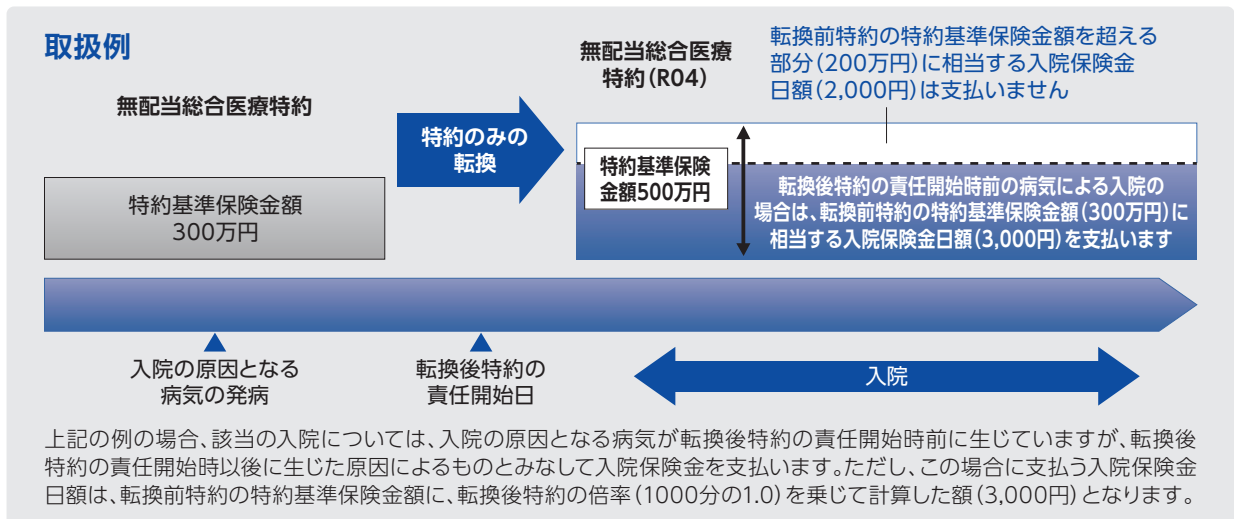
転換後特約には、下記に記載しているものなど保険金の支払いなどに関する特別取扱いがあります。転換後特約の特別取扱いに該当する場合、この冊子の保険金の支払いなどに関するページの記載にかかわらず、保険金の支払いなどを行うことがあります。

① 転換後特約の責任開始時前に生じた病気や不慮の事故でのケガを原因とする入院などがあった場合の特別取扱い

- 転換後特約の責任開始時前に生じた病気や不慮の事故でのケガを原因とする入院などがあり、その病気や不慮の事故でのケガが転換前特約の責任開始時以後に生じているときは、転換前特約と転換後特約の種類に応じ(※1)、転換後特約の責任開始時以後に生じた原因によるものとみなして保険金の支払いなどを行います。なお、転換後特約の特約基準保険金額が転換前特約の特約基準保険金額を超える場合は、支払う保険金額の計算において、入院保険金日額は転換前特約の特約基準保険金額に転換後特約の倍率(1000分の1.0)を乗じた金額とします。(※2)

(※1) 転換前特約と転換後特約の保障対象が同じであるなど、一定の条件があります。例えば、転換前特約が無配当傷害医療特約で、転換後特約が無配当総合医療特約(R04)の場合、転換後特約の責任開始時前の発病により入院したとき、転換前特約は病気を保障する特約ではないため、特別取扱いを行いません。

(※2) 転換前特約の責任開始時前に生じた病気や不慮の事故でのケガを原因とする入院については、支払いできません。

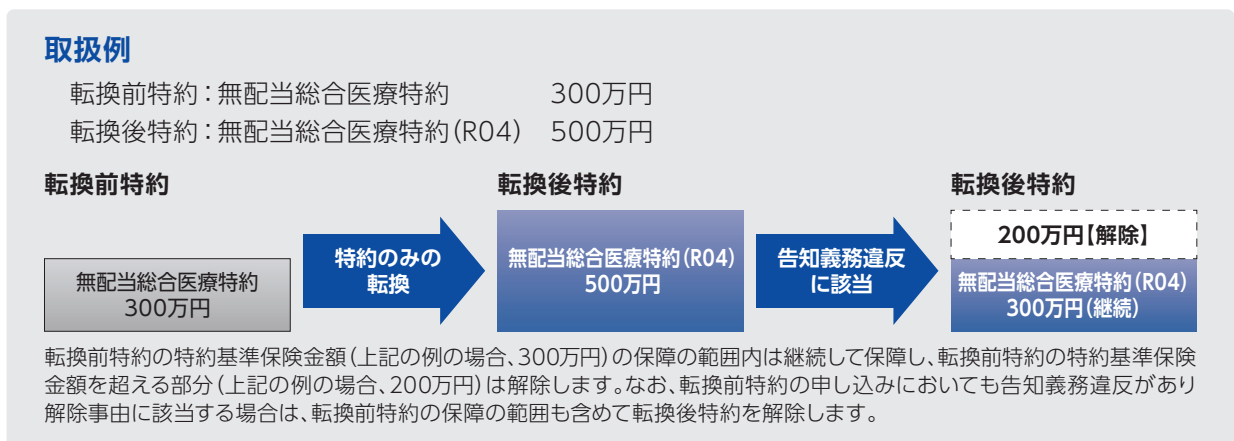


◆ 転換後特約が無配当傷害医療特約(R04)(4種類)のいずれかの場合、転換後特約の特別取扱いにより支払う保険金額は、転換前特約で支払った保険金額と通算して、「転換前特約の特約基準保険金額の範囲内」となります。

② 転換後特約の申し込みにあいて、告知義務違反があった場合の特別取扱い

- 転換後特約の申し込みにあいて告知義務違反があり解除事由に該当する場合でも、転換前特約の保障の範囲内で、転換後特約を継続します。

この場合、転換前特約の保障の範囲を超える部分については、当社所定の基準により解除します。



▶3 特約の申し込み・承諾ができない場合

(1) 特約の申し込みができない場合

- 次のいずれかに該当する場合などは、特約の申し込み(特約の中途付加・特約のみの転換)を行うことができません。

① 特約の中途付加ができない場合

- ア 基本契約が据置終身年金保険、据置定期年金保険および据置夫婦年金保険で、保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
- イ 基本契約の保険金額が最低保険金額に満たないとき
- ウ 基本契約の年金額が最低年金額に満たないとき
- エ 基本契約の残りの保険料払込期間が1年に満たないとき
- オ 保険料が払込免除となっているとき
- カ 保険料払済契約に変更になっているとき
- キ 復活払込金の分割払い込みをしているとき
- ク 保険料に振り替えることを目的として、ご契約者が貸し付けを受ける請求をした場合で、その貸付金の全額の振り替えが終わっていないとき
- ケ 「中途付加した特約の契約日(※)」の属する月の前月分に当たる保険料が払い込まれていないとき(19ページの事例をご覧ください。)
(※)「中途付加した特約の契約日」とは、特約の保障(責任)開始の日と同一の日で、当社が特約の中途付加の申し込みを承諾した場合、「第1回特約保険料(第1回特約保険料相当額)の払い込み」および「告知」(告知が必要な特約に限ります。)がともに完了した時を含む日をいいます *①。
- コ 学資保険(H24)で、お子さまが出生前であるとき
- サ 基本契約の契約日が到来していないとき

*①しおり21P参照…「特約の保障(責任)の開始と保険期間の終期」

- シ 中途付加の申し込みをする特約と同一の特約または類似の特約が現在付加されている、または過去に付加されていたとき

【中途付加の申し込みができない特約の組み合わせ】

中途付加の申し込みを行う特約	中途付加の申し込みをする特約と同一の特約または類似の特約
無配当災害特約	災害特約 無配当災害特約
無配当災害特約(解約返戻金低減型) 無配当災害特約(無解約返戻金型)(※)	介護特約 災害特約 無配当災害特約(解約返戻金低減型) 無配当災害特約(無解約返戻金型)
無配当災害特約(学資保険(H24)用)	災害特約(学資保険(H24)用) 無配当災害特約(学資保険(H24)用)
無配当傷害医療特約(R04) 無配当総合医療特約(R04)	傷害入院特約 疾病入院特約 疾病傷害入院特約 無配当傷害入院特約 無配当疾病傷害入院特約 無配当傷害医療特約 無配当総合医療特約 無配当傷害医療特約(R04) 無配当総合医療特約(R04)
無配当傷害医療特約(R04)(解約返戻金低減型) 無配当傷害医療特約(R04)(無解約返戻金型)(※) 無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型) 無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)(※)	傷害入院特約 疾病入院特約 疾病傷害入院特約 無配当傷害入院特約 無配当疾病傷害入院特約 無配当傷害医療特約(解約返戻金低減型) 無配当傷害医療特約(無解約返戻金型) 無配当総合医療特約(解約返戻金低減型) 無配当総合医療特約(無解約返戻金型) 無配当傷害医療特約(R04)(解約返戻金低減型) 無配当傷害医療特約(R04)(無解約返戻金型) 無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型) 無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)
無配当傷害医療特約(R04)(学資保険(H24)用) 無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用)	無配当傷害入院特約(学資保険(H24)用) 無配当疾病傷害入院特約(学資保険(H24)用) 無配当傷害医療特約(学資保険(H24)用) 無配当総合医療特約(学資保険(H24)用) 無配当傷害医療特約(R04)(学資保険(H24)用) 無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用)
無配当先進医療特約(無解約返戻金型)	無配当先進医療特約(無解約返戻金型)

(注) 上表の(※)の特約のいずれかが付加されている場合、無解約返戻金型以外の特約を付加することはできません。また、無解約返戻金型以外の特約が付加されている場合、上表の(※)の特約は付加できません。

ス 無配当先進医療特約を中途付加しようとする場合において、以下のいずれかに該当する場合

- 被保険者を同一とする他の基本契約に無配当先進医療特約(無解約返戻金型)が付加されているとき
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険期間(最長10年)を超えて保険料の前納払込みをしているとき
- 団体を通じての保険料の前納払込みをしているとき
- 無配当総合医療特約、無配当総合医療特約(解約返戻金低減型)、無配当総合医療特約(無解約返戻金型)、無配当総合医療特約(学資保険(H24)用)のいずれも付加されていないとき
- 無配当総合医療特約(R04)(4種類)のいずれも付加されておらず、同時に付加できないとき

② 特約のみの転換ができない場合

- ア 基本契約が年金保険の場合で、保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
- イ 基本契約の保険金額が最低保険金額に満たないとき
- ウ 基本契約の年金額が最低年金額に満たないとき
- エ 基本契約の残りの保険料払込期間が1年に満たないとき
- オ 保険料が払込免除となっているとき
- カ 保険料払済契約に変更になっているとき
- キ 貸付金の弁済期限が到来しているとき
- ク 保険料に振り替えることを目的として、ご契約者が貸し付けを受ける請求をした場合で、その貸付金の全額の振り替えが終わっていないとき
- ケ 「転換後特約の契約日(※)」の属する月の前月分に当たる保険料が払い込まれていないとき(19ページの事例をご覧ください。)
(※)「転換後特約の契約日」とは、特約の保障(責任)開始の日と同一の日で、当社が転換の申し込みを承諾した場合、「第1回特約保険料(第1回特約保険料相当額)の払い込み」および「告知」(告知が必要な特約に限ります。)がともに完了した時を含む日をいいます ※①。
- コ 基本契約の残りの保険期間が2年に満たないとき
- サ 基本契約または付加した特約の契約日(復活した場合は復活日)からその日を含めて3年を経過していないとき
※無配当傷害医療特約(R04)(4種類)または無配当総合医療特約(R04)(4種類)が付加されている契約に限る

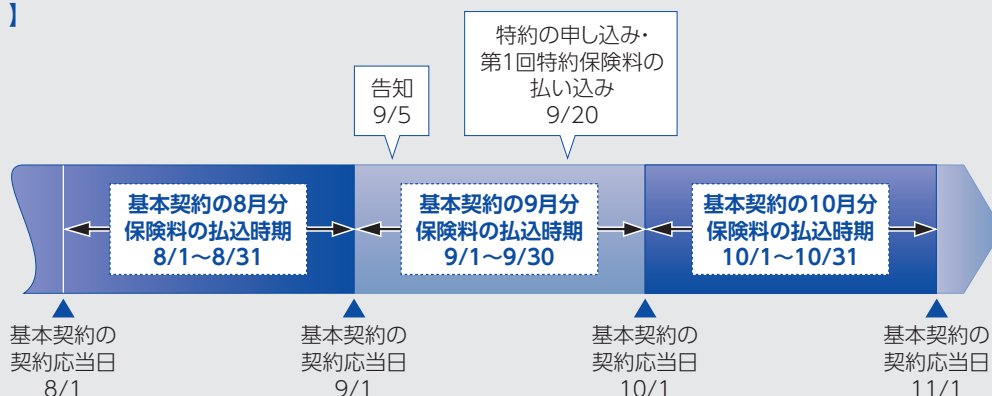
⚠️ ご注意

- 上記①または②に該当しない場合でも、特約の種類や、特約の返戻金の型、新たな特約の特約基準保険金額などにより、特約の申し込みを行えない場合があります。

※①しおり21P参照…「特約の保障(責任)の開始と保険期間の終期」

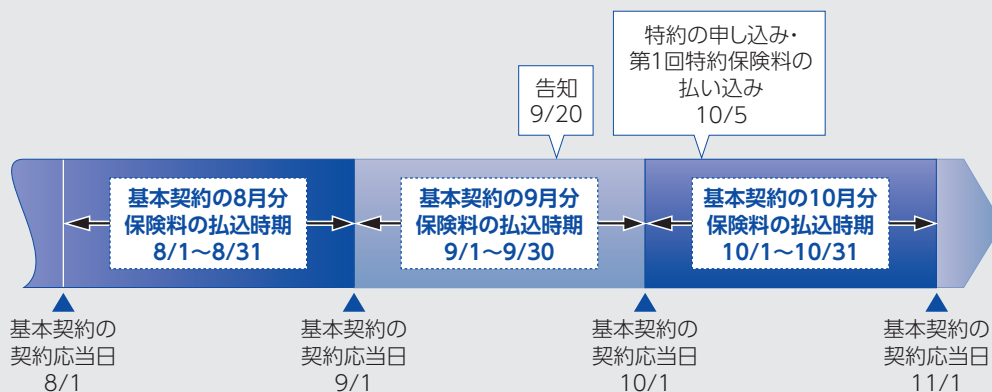
【基本契約の保険料の払い込みに関する事例】

【事例1】



上記の場合、告知と第1回特約保険料の払い込みが完了した9/20が特約の契約日となるため、特約の申し込みに当たっては、基本契約の8月分の保険料が払い込まれている必要があります。

【事例2】



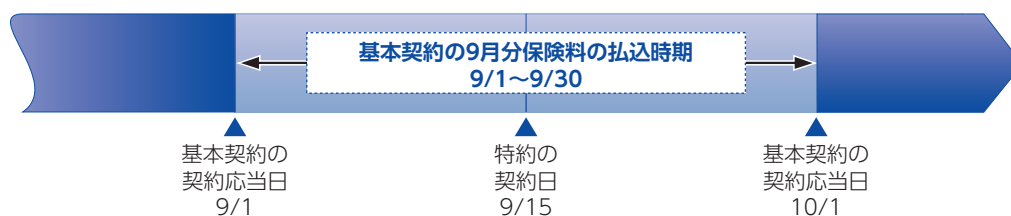
上記の場合、告知と第1回特約保険料の払い込みが完了した10/5が特約の契約日となるため、特約の申し込みに当たっては、基本契約の8月分および9月分の保険料が払い込まれている必要があります(特約の申込時において基本契約の9月分保険料が払い込まれていない場合、特約の申込時に基本契約の9月分保険料を払い込むことが可能です。)

(2) 特約の申し込みを承諾できない場合

- 特約は、お客さまからの申し込みに対して当社が承諾した時に成立します。
- 当社は、加入限度額、被保険者の健康状態などの事由のほか、次の場合に、申し込みを承諾しないことがあります。

- ①「特約の契約日」が属する月分に当たる基本契約の保険料(すでに付加されている特約がある場合は、その特約の保険料を含みます。以下、このページでは同じ。)がその月内(払込時期内)に払い込まれないとき

<基本契約の保険料の払込時期の例>



9月分の基本契約の保険料は、9/1～9/30に払い込んでください。

9月分の基本契約の保険料が上記期間内に払い込まれない場合、特約の申し込みを承諾しないことがあります。

- ②無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の中途付加の申し込み後承諾までの間に、基本契約の保険料を10年を超えて前納したとき

「特約の契約日」が属する月分に当たる基本契約の保険料について

- 「特約の契約日」が属する月分に当たる基本契約の保険料の払い込みの確認に日数を要し、当社が申し込みを承諾するまでに日数がかかることがあります。
- あらかじめ「特約の契約日」が属する月分に当たる基本契約の保険料を払い込むことにより、当社が申し込みを承諾するまでの日数を短縮できることがあります。

2 特約の保障(責任)の開始と保険期間の終期

▶1 新たな特約の保障(責任)の開始

当社が特約の申し込みを承諾した場合、「第1回特約保険料(第1回特約保険料相当額)の払い込み(※)」および「告知」(無配当総合医療特約(R04)(4種類)および無配当先進医療特約(無解約返戻金型)に限ります。)がともに完了した時から、当社は特約保険金の支払いなどの特約上の保障(責任)を開始します。申し込みをただけでは保障は開始されません。

- 特約は、お客さまからの申し込みに対して当社が承諾したときに成立します。
- 当社が特約の申し込みを承諾するかどうかは、健康状態などに関する告知内容などを考慮して判断します。(無配当総合医療特約(R04)(4種類)および無配当先進医療特約(無解約返戻金型)に限ります。)
- 当社が特約の申し込みを承諾したときには「承諾の通知」に代えて、ご契約者に「保険証券」*①を郵送します。
- 新たな特約の契約日は、特約の保障(責任)開始の日と同一の日です。
- 特約の成立後に契約内容の変更などをする場合にも、当社の承諾が必要です。

当社の承諾が必要な例

- 特約の中途付加
- 特約のみの転換
- 保険契約の全部転換
- 基本契約または特約の復活

(※)次の決済方法で払い込んだ場合、第1回特約保険料(第1回特約保険料相当額)の受領時は以下の時となります。

金融機関の払込票	当社の指定口座に着金した時
銀行振込(バーチャル口座)	
コード決済	決済手を完了したことが 決済画面に表示された時
クレジットカード決済	
コンビニ決済	所定の受領書等が作成された時

▶2 新たな特約の保険期間の終期

- 特約(無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を除く)の保険期間の終期は、基本契約の保険期間または年金支払期間の終期と同じです。
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険期間は、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の契約日から10年(※1)(※2)ですが、ご契約者から更新しない旨のお申し出がない限り、10年ごとに自動更新(※3)します。
 - (※1)この特約の契約日からこの特約を付加する基本契約の年ごとの契約応当日までの期間が1年に満たないときは、直後に到来する基本契約の年ごとの契約応当日までを1年として、残りの保険期間を計算します。
 - (※2)基本契約の残りの保険期間が10年に満たない場合、この特約の保険期間の終期は基本契約の保険期間の終期と同じです。
 - (※3)自動更新には一定の条件があります。詳しくは「無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の自動更新」(30ページ)をご覧ください。

■約款参照……………災害「第41条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第42条」、災害(学資)「第37条」、傷医「第42条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第43条」、傷医(学資)「第41条」、総医「第47条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第48条」、総医(学資)「第46条」、先進(無解返)「第43条」、契約転換に関する特別条項「第4条」

*①しおり29P参照…「申し込み手続きの際の注意点」

3 特約保険金の加入限度額など

加入限度額などの範囲内で申し込みください。

▶1 法令による加入限度額

- 当社の保険契約は、法令により被保険者1人について加入できる特約保険金額の限度(加入限度額)が定められています。
- 被保険者が「簡易生命保険契約」※①に加入しているときには、当社の生命保険に加入できる特約保険金額は、下記の加入限度額から、簡易生命保険契約の特約保険金額を差し引いた額となります。
- 加入限度額を超えた申し込みがあったときは、その申し込みは引き受けできません。
- 特約の成立後に、加入限度額の超過が判明したときには、超過した特約を解除することがあります。

特約の加入限度額

<① ②とは別に、下表ア、イの合計で1,000万円>

ア 現在販売中の特約	<ul style="list-style-type: none">・無配当災害特約・無配当災害特約(解約返戻金低減型)・無配当災害特約(無解約返戻金型)・無配当災害特約(学資保険(H24)用)
イ 現在販売停止中の特約	<ul style="list-style-type: none">・介護特約・災害特約・災害特約(学資保険(H24)用)

<② ①とは別に、下表②-1ア、イおよび②-2の合計で1,000万円>

②-1

ア 現在販売中の特約	<ul style="list-style-type: none">・無配当傷害医療特約(R04)・無配当傷害医療特約(R04)(解約返戻金低減型)・無配当傷害医療特約(R04)(無解約返戻金型)・無配当傷害医療特約(R04)(学資保険(H24)用)・無配当総合医療特約(R04)・無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)・無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)・無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用)・引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)・引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)・引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)
------------	---

■約款参照…災害「第15条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第16条」、災害(学資)「第14条」、傷医「第17条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第18条」、傷医(学資)「第17条」、総医「第22条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第23条」、総医(学資)「第22条」、先進(無解返)「第20条」

■Web参照…2021年12月現在の法令に基づいて記載しています。今後、法令の改正によって変更となる場合もあります。最新の情報は、当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)で確認してください。

※①解説…独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 ※②が日本郵政公社から承継した簡易生命保険の保険契約

※②解説…日本郵政公社が解散時点で保有していた郵便貯金契約および簡易生命保険契約を承継し、管理することを業務とする独立行政法人(<https://www.yuchokampo.go.jp/>)

<p>イ 現在販売停止中の特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害入院特約 ・ 疾病入院特約 ・ 疾病傷害入院特約 ・ 無配当傷害入院特約 ・ 無配当疾病傷害入院特約 ・ 無配当傷害入院特約(学資保険(H24)用) ・ 無配当疾病傷害入院特約(学資保険(H24)用) ・ 無配当傷害医療特約 ・ 無配当傷害医療特約(解約返戻金低減型) ・ 無配当傷害医療特約(無解約返戻金型) ・ 無配当傷害医療特約(学資保険(H24)用) ・ 無配当総合医療特約 ・ 無配当総合医療特約(解約返戻金低減型) ・ 無配当総合医療特約(無解約返戻金型) ・ 無配当総合医療特約(学資保険(H24)用) ・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約 ・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約(解約返戻金低減型) ・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約(無解約返戻金型)
----------------------------	---

②-2

<p>現在販売中の特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無配当先進医療特約(無解約返戻金型) <p>※特約保険金額は一律300万円です。</p>
------------------------	--

上記①、②のほか、特約を付加する基本契約の種類などにより、加入できる特約保険金額には一定の条件があります。

▶2 その他の保険金額の制限

適切な保障を提供するため、被保険者の年齢などによって加入できる保険金額の制限があります。

(1) 年齢による保険金額の制限

- 被保険者が満15歳未満の場合、以下の保険金額を合算し、1,000万円を上限とします。
 - 当社の保険契約および簡易生命保険契約の以下の保険金額の合計
 - ・ 基本契約の死亡保険金額
 - ・ 倍額保険金額(特別養老保険の倍額保険金額を除きます。)
 - ・ P22の①の特約死亡保険金額
 - 他社の保険契約の死亡保険金額(災害による死亡保険金額を含みます。)
- 被保険者が満15歳未満の場合、P22の②-1の特約の特約保険金額の合計は300万円です。
- 被保険者の加入年齢が71歳以上の場合、P22の①の特約および②-1の特約の特約保険金額はそれぞれ合計で500万円です。

(2) 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険金額の制限

- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の特約保険金額は一律300万円です。

- 上記以外にも、保険種類や特約種類によっては、ご契約のお申し込みや特約を付加する際などに、契約者・被保険者の年収などによる制限を含む一定の条件があります。

無配当総合医療特約(R04)(4種類)または 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の申し込みを 希望されるお客さまへ

4 健康状態などの告知

申し込みのときには、「健康状態」などについて、正しく告知してください。

▶1 告知

- 生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。**初めから健康状態の良くない方などが無条件で契約すると、保険料負担の公平性が保たれなくなります。このため、ご契約者や被保険者には公平性を保つためのルールとして「告知義務」があります。
- 契約に当たっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態や身体の障がいの状態などに関して、当社が「質問表(告知書)」※①で尋ねる事項について、事実をありのままに正確にもれなく記入(告知)していただく必要があります。**

⚠ ご注意

- 当社の商品を取り扱う生命保険募集人(郵便局や当社の支店の社員)には告知受領権がないため、口頭で伝えても当社に告知したことにはなりません。**

▶2 告知義務違反による解除

- 当社に告知する内容は「質問表(告知書)」に記載しています。**
- もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、**保障(責任)開始の日※②(復活のときは復活日)を含めて2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として特約を解除することがあります。**
- 保障(責任)開始の日(復活のときは復活日)を含めて2年を経過していても、特約保険金の支払事由や特約保険料の払込免除事由が2年以内に発生していたときには、特約を解除することがあります。この場合、原則として特約保険金の支払いや特約保険料の払込免除を行うことはできません。**
- 当社は、すでに特約保険金を支払ったときには、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込免除をしたときには、その払込免除を取り消し、特約保険料の払い込みを請求します。**
- 特約を解除したときに、返戻金があれば、ご契約者に支払います。**

■ 約款参照……………総医「第18～20条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第19～21条」、総医(学資)「第18～20条」、先進(無解返)「第16～18条」

※①……………当社所定の端末を使用する方法を含みます。

※②しおり21P参照…「新たな特約の保障(責任)の開始」

⚠️ ご注意

- 「告知義務違反の内容が特に重大な場合」には、保障（責任）開始の日（復活のときは復活日）を含めて2年を経過していても、詐欺による取り消しとし、特約保険金の支払いや特約保険料の払込免除ができないことがあります。
例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症（過去にかかったことのある病気）、現症（治療中の病気）などについて故意に告知しなかった場合」などが該当することがあります。
- この場合、すでに払い込んだ特約保険料は返しません。

当社が特約を解除できない例

- ①生命保険募集人が、告知することを妨げたとき
- ②生命保険募集人が、告知しないことや、事実でないことを告げることを勧めたとき
- ③当社が解除の原因を知った時から1カ月間特約の解除を行わないとき

ただし、上記①または②に該当する場合、仮にそうした生命保険募集人の行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または、事実でないことを告げたと認められるときは、当社は特約を解除することがあります。

▶3 傷病歴などがある方でも特約を引き受けできる場合があります。

- 傷病歴などを告知した場合には、特約の申し込みを引き受けできないときもありますが、告知内容によっては引き受けできるときもあります。

5 クーリング・オフ制度

申し込みをした特約に納得がいかない場合、所定の条件を満たすことで、その申し込みの撤回(クーリング・オフ)ができます。

- 申込者またはご契約者は、以下の日から、その日を含めて8日以内であれば、書面による通知により、特約の申し込みを撤回(契約成立後は解除。以下「撤回など」といいます。)できます。

※特約のみの転換の申し込みを撤回した場合は、元の特約が継続します。

<特約の中途付加の場合>

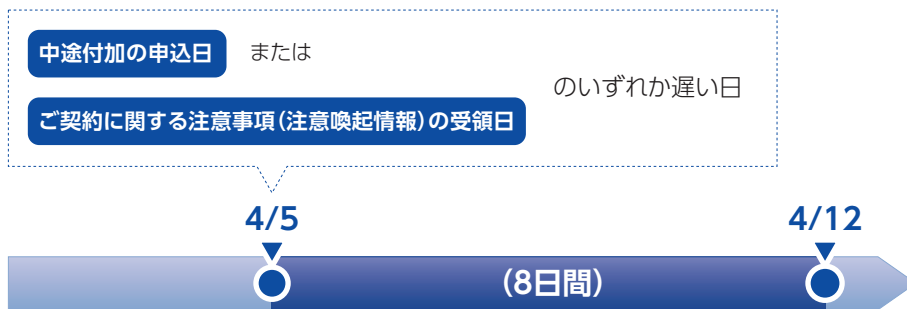
- ・特約の中途付加の申込日
 - ・ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)の受領日
- のいずれか遅い日

<特約のみの転換の場合>

- ・転換後特約の申込日
 - ・ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)の受領日
- のいずれか遅い日

- 申し込みの撤回などがあったときは、払い込んでいただいた金額を全額お返しします。
- クーリング・オフの申し出をした後に、保険証券が到着したときは、最寄りの郵便局または当社の支店にご連絡ください。

- クーリング・オフの例(特約の中途付加の場合)



- クーリング・オフの申し出ができる期間は、4/12までの8日間です。
- 郵送による場合は、4/12までの消印のあるものが有効となります。

⚠️ ご注意

- 契約の復活の申し込みのときには、クーリング・オフ制度は適用されません。

【通知方法】

●特約の申し込みを撤回などする場合には、次の方法があります。

①来店の方法

以下のものをお持ちの上、最寄りの郵便局または当社の支店に申し出てください。

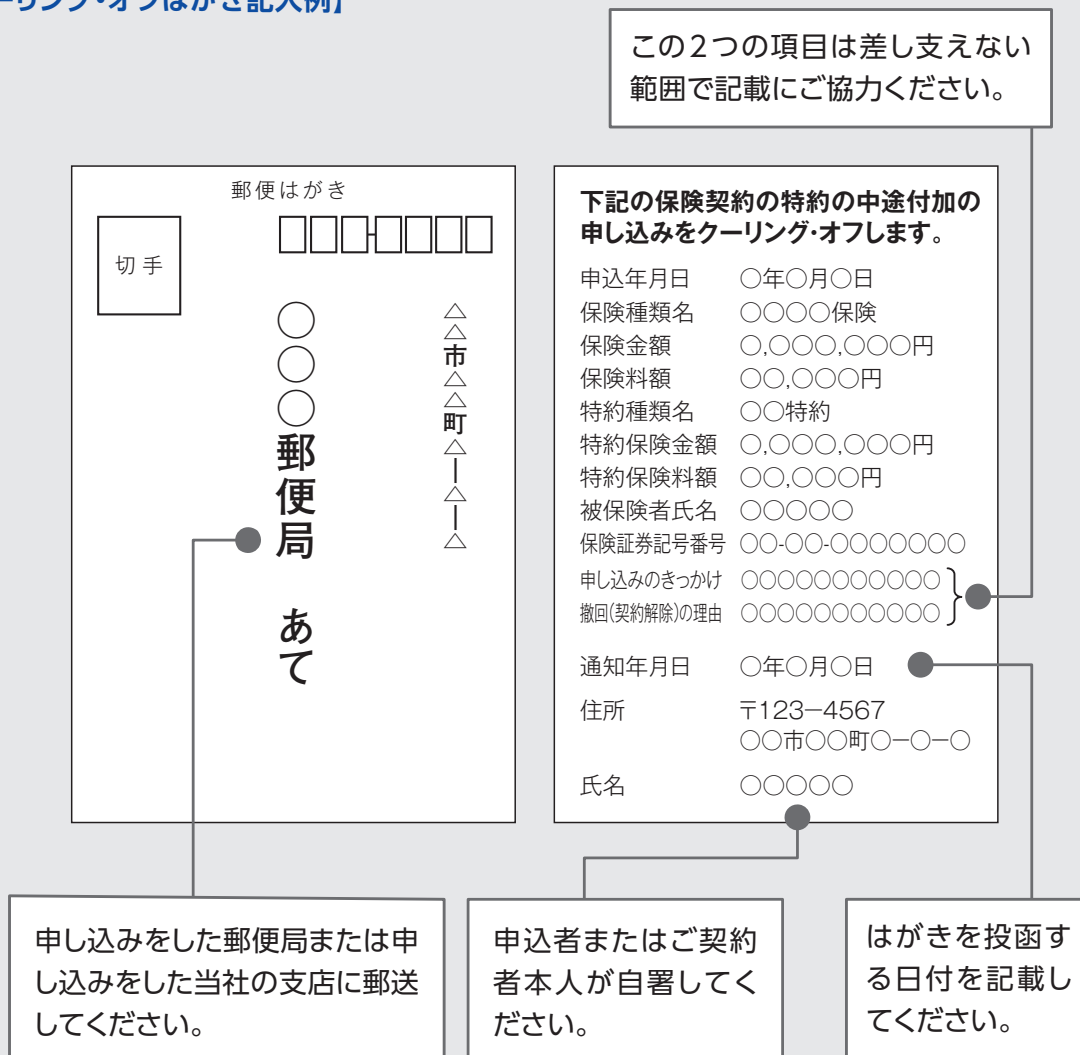
- ア 申込者またはご契約者本人であることを証明できる書類
(健康保険証、運転免許証など(原本))
- イ 申し込みの際に交付する「当社所定の用紙(保険契約申込受付証)」

②郵送の方法

以下のはがきを、郵便局または当社の支店に郵送してください。

郵送のときは26ページに記載の日から、その日を含めて「8日以内の消印のあるものが有効」となります。

【クーリング・オフはがき記入例】



6 現在の契約の解約・減額などを前提に特約の申し込みを検討されているお客さまへ

現在の契約の解約・減額などを前提に特約の申し込みをする場合、お客さまにとって不利益となる事項があります。手続きの前に、お客さまのご意向に沿っているか十分にご確認ください。

① 多くの場合、返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。

・生命保険は、預貯金とは異なり、払い込みいただいた保険料の一部は保険金などの支払い、契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって、現在の契約の解約・減額などをした場合に支払う返戻金の額は、多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額となります(まったくないこともあります)。
返戻金の額は、被保険者の年齢・性別、契約の経過年月数などによって異なりますが、特に契約後、短期間で解約・減額などをしたときの返戻金は、多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。

② 健康状態によっては、新たな特約に加入できないことがあります。

・告知が必要な新たな特約の申し込みをするときは、一般の契約と同様に「告知義務」※①があります。そのため、告知が必要な傷病歴がある場合などは、新たな特約の引き受けができないことや、その告知をしなかったために、新たな特約が解除または取り消しとなる場合があります。

③ 現在の契約と比べて、保険料が高くなる場合があります。

・新たな特約には、新たな特約の契約日における被保険者の年齢・性別などに基づいた保険料率が適用されるため、現在の契約と比べて保険料が高くなる場合があります。
・保険料の基礎となる予定利率は、現在の契約と新たな特約とでは異なる場合があります。例えば、新たな特約の予定利率が現在の契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。

④ 保険金の支払いなどができない場合があります。

・新たな特約の保障(責任)開始時に生じた病気やケガを原因として、新たな特約の保障(責任)開始時以後に保険金などの支払事由が生じたときや、免責事由※②に該当したときなど、現在の契約の解約・減額などを行わなければ保険金の支払いなどができる場合でも、解約した契約や減額した部分などの保険金の支払いなどができない場合があります。

⑤ 現在の契約を解約・減額などした場合、それ以降は解約・減額した部分などの保障はなくなり、一度解約した契約や減額した部分などを復元することはできません。

● 現在の契約の解約・減額などと同時に新たな契約の申し込みを希望される場合には、「条件付解約・契約変更」の制度があります。

「条件付解約・契約変更」の手続きをされた場合、新たな契約が成立したときに、現在の契約の解約または契約変更の効力が発生するため、現在の契約と新たな契約が途切れることなく、契約内容の見直しをすることができます。

● 現在の契約を継続したまま、保障内容を見直す方法があります(「特約の中途付加」や「特約のみの転換」など)。詳しくは「保障内容の見直しを検討されているお客さまへ」(66ページ)をご覧ください。

※ご利用に際しては所定の条件を満たすことが必要です。

● ただし、上記①～⑤のとおり、お客さまにとって不利益となる事項があります。利用に際しては十分にご注意ください。

※①しおり24P参照…「健康状態などの告知」

※②しおり50P参照…「免責事由などに該当する場合」

7 当社からの契約内容などの確認

- 当社の担当者または当社が委託した者が、特約の申し込み後または保険金などの請求の際に、申込内容や請求内容について確認をする場合があります。
- 確認の際にはご協力をお願いします。

8 申し込み手続きの際の注意点

▶1 申込書、質問表(告知書)は本人が記入してください。

- 申込書、質問表(告知書)※①は重要な書類です。ご契約者、被保険者本人が記入してください。

▶2 指定代理請求人※②を指定し、「登録ご家族」※③を登録してください。

- 病気やケガのときに、特約の保険金などの円滑な請求手続きを行うためにも、申し込みの際には、指定代理請求人を指定してください。
- ご契約者本人からのお問い合わせが難しい場合や、ご契約者へのご連絡ができない場合でも、大切なお知らせをご家族にお伝えすることができるよう、「登録ご家族」を登録してください。
- ご契約者から指定代理請求人、「登録ご家族」の方へ、事前に契約内容について説明してください。

▶3 保険料領収証などをお受け取りください。

- 保険料を「現金」で払い込むときには、当社所定の「保険料領収証」(当社の社名が印刷されたもの)をお受け取りください※④。
- 第1回特約保険料(第1回特約保険料相当額)を払い込むときには、申し込みの際に当社所定の「保険契約申込受付証」を交付します。この場合、当社からは別に保険料領収証は発行しません。
- 当社の保険契約の保険料払い込みや保険金支払いの取り扱いにおいて、預貯金通帳をお預かりすることはありません。

▶4 保険証券を確認してください。

- 「保険証券」※⑤が届いたら、申込内容と違いがないか確認してください。

⚠️ ご注意

- 次の場合は、**かんぽコールセンター ☎️ 0120-552-950**にご連絡ください。
 - ① 「告知」に関して、不明な点があるとき
 - ② 郵便局または当社の支店の社員に、お客さまの「保険料」や「保険証券」などを預ける際、万が一、「当社所定の用紙」ではなく、名刺やメモを渡されたとき
 - ③ 「保険証券」や毎年送付するご契約内容のお知らせが、申込内容と異なるときや不明な点があるとき

※①しおり24P参照…「健康状態などの告知」

※②しおり34P参照…「指定代理請求制度」

※③しおり62P参照…「ご家族登録制度」

※④しおり56P参照…「特約保険料の払込方法」

※⑤しおり21P参照…「新たな特約の保障(責任)の開始」